

# 令和7年度アイドリングストップ支援機器導入促進 助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

## (目 的)

第1条 一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）は環境対策の一環として、アイドリングストップ運動の励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。
  - (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器を除く）
  - (2) 蓄冷式クーラー又は温水ヒーター
  - (3) エアヒーター
  - (4) 車載バッテリー式冷房装置※(3)(4)については、全ト協が定める別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。
- ② 「事業者」とは、栃木県内を使用本拠の位置として事業用貨物自動車を持する者で、かつ助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。新規加入事業者については、入会後導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある会員はその限りではない。

## (助成金額)

第3条 交付する助成金額は、事業者が新たに導入する蓄熱マット等の取得価格の2分の1以内の額(千円未満切捨て)を全ト協及び栃ト協で負担する。次に定めた額を1機あたりの上限額とし、かつ1事業者あたり累計20万円を上限とする。ただし、以下(3)(4)については、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	4,000円
(2) 蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター	10,000円
(3) エアヒーター	30,000円
(4) 車載バッテリー式冷房装置	30,000円

- 2 前項の取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

## (助成金限度額)

第4条 事業者への助成金限度額は、年次1,260千円とする。

## (助成金交付請求)

第5条 助成金の交付を申請する会員事業者は、栃ト協が定める期日までに、様式D

「令和7年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ① 購入の場合：請求書の写し、領収証等の写し  
リース・割賦の場合：契約書の写し、借受証等の写し
- ② 機器の取得価格が車両全体（又は他の機器）の価格に含まれている場合は、機器の取得価格を含む請求書及び領収証等（または契約書等）の他、併せて機器の取得価格（及び装着）が確認できる書類を添付する。（請求明細書、標準装備一覧表、仕様書等）
- ③ 装着証明書の写し
- ④ 装着した車両の自動車検査証記録事項の写し

#### （助成対象期間）

第6条 令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）までに装着を完了、支払を終了したものを対象とする。

- 2 リース・割賦契約の場合は、上記期間に導入が完了したものに限る。
- 3 期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で終了する。

#### （助成金の交付）

第7条 第5条により請求を受けた事業者に対し、令和8年3月末日までに助成金を交付する。

#### （機器の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった機器が装着日から起算して下記に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- |        |                  |    |
|--------|------------------|----|
| 処分制限期間 | ①蓄熱式の毛布、マット又はベッド | 1年 |
|        | ②その他の機器          | 6年 |

#### （助成金の返還）

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- （1）この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付又は交付決定を行わないものとする。

#### （雑 則）

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

#### （附 則）

1. 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。